

平成30年3月9日

保護者 各位

大分県立日田三隈高等学校長

合理的配慮の提供について

早春の候 保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行され、同法では障がいのある人に対する社会的障壁（生活上の困り事）を解消するために合理的配慮をしなければならないことが定義されています。

「合理的配慮」とは、障がいのある生徒が他の生徒と平等に保障されるとともに教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう障がい特性や困り事にあわせて行われる配慮のことです。

しかし、合理的配慮の実施に伴う学校の負担が大きい等の正当な理由があれば提供できない場合もあります。学校では生徒・保護者の申請を受けて、「合理的配慮」を提供できることとなります。

つきましては、下記の項目を参照の上、申請及び相談の有無について検討下さい。申請から実施までの流れは裏面を参照してください。

記

1 対象者

- ・障がいの特性から学校生活をおくる上で困りのある生徒。

2 合理的配慮提供の例

- ・障がいの状態に応じた教科における配慮（聴覚障がいの音楽、肢体不自由の体育等）
- ・一人一人の状態に応じた教材等の確保（文字を大きくしたプリント、ICT機器の利用等）
- ・それぞれの障がいに応じた提供（教室移動に時間がかかるため遅れての授業入室等）

3 合理的配慮の申請方法

「合理的配慮」の提供を正式に申請する場合、申請書の提出が必要です。申請を希望する方には面談の上、手続きを進めます。もう少し詳しく説明を聞きたい方にも面談を実施しますので、申請や面談を希望される場合は下記に記入の上、切り取って4月9日(月)始業式までに担任に提出して下さい。

----- 切り取り線 -----

平成30年 月 日

「合理的配慮」の提供について希望される方は、以下のいずれかに○を付けてください。

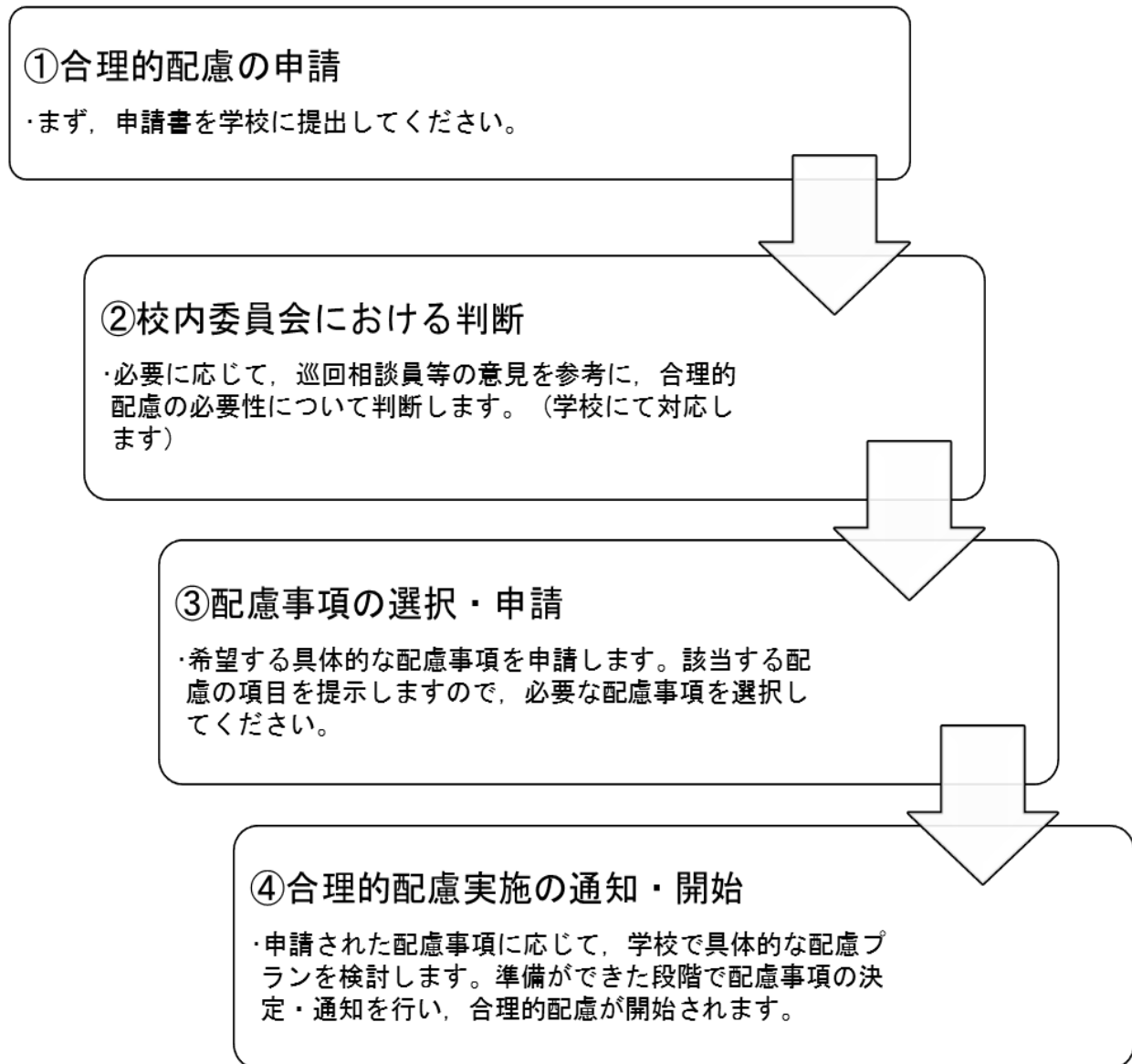
A () 「合理的配慮」の申請を希望します。(面談を行います)

B () 「合理的配慮」について、もう少し詳しい説明を聞きたいため面談を希望します。

() 年 () 組 () 番 生徒氏名 ()

保護者氏名 () 印 ()

合理的配慮を受けるための主な手続きの流れ



※なお、ここで決定した合理的配慮の内容は必要に応じて適宜見直します。